れる特別永住者証明書を受領する場合であって、出入国在留管理庁長官において相当と認めるとき。	
［３・４　略］	［３・４　同上］

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和三年五月一日から施行する。